主 文

本件特別上告を棄却する。

特別上告費用は特別上告人の負担とする。

理 由

特別上告代理人弁護士木内豊昭、同藤本信喜の特別上告理由第一、二点について。 所論は憲法二九条違反をいうが、それは原判示に副わない関係を前提とするか、 あるいは原審の権限に属しない事項について、所論の違法あることを前提とするも のであつて、所論はひつきようその前提を欠くに帰し、特別上告適法の理由と為す を得ない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一 致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	高	木	常	七